

仕 様 書

1 件 名

電話交換機、多機能電話機更新工事

2 工事場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地、6番地

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

3 工事期間

契約日から令和6年4月30日（火）までの間とし、多機能電話機の更新は原則として土曜日、日曜日及び祝日のみとする（施工日は担当課と調整すること。）。

4 工事内容（詳細は別添「工事内訳書」参照）

電話交換機、多機能電話機（財団事務局含む）の更新工事

- (1) 電話交換機 1台（フレッツ光：12回線、ISDN：4回線）
- (2) デジタル多機能電話機 59台（財団事務局19台、東京研修所40台）
- (3) コードレスデジタル多機能電話機 3台（財団事務局1台、東京研修所2台）
- (4) 停電対応デジタル多機能電話機 2台（財団事務局2台）
- (5) 既設一般電話機の接続
- (6) 既設電話交換機及び多機能電話機の撤去、処分

5 作業条件

- (1) 停電を伴う工事の日数は、必要最小限の日数となるように調整すること。
- (2) 作業時間は、原則として8：30～17：00とする（時間延長は別途協議）。
- (3) 工事開始前に工程表を提出し、研修所担当者と協議すること。
- (4) 施工の際は、設備等を汚損しないようにシート掛け等の適切な養生の措置を行うこと。
- (5) 新設・既設機器については、工事の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の機器について、適切な養生の措置を行った上で研修所内に保管可能とする。
- (6) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (7) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故が発生した場合は、速やかに研修所担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (8) 施工に当たって必要な電気・水道は、施設内の指定された設備を使用すること

- とし、費用は研修所が負担するが、分電盤等の設置は請負者側の負担とする。
- (9) 施工の際は、研修所の業務及び授業に支障がないよう、十分留意すること。
 - (10) その他、工事に関し研修所担当者への連絡及び相談等を徹底し、事故防止に十分留意すること。

6 官公庁等への各種届出事務

官公庁等への法令に基づく各種届出等が必要なものについては、各種届出事務及び手続事務連絡の代行を実施するものとする。

7 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に研修所担当者の検査を受けること（取付け後、外観点検及び運転試験を行うこと。）。
- (2) 請負者は、工事記録（不可視箇所については写真撮影）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し、研修所担当者に2部提出すること。

8 契約不適合責任

工事施工後1年間、工事完成物に契約不適合が認められる場合は、原則として研修所担当者からの連絡後、翌営業日以内に、その工事完成物の修理を無償にて行うこと。

9 その他

この仕様書に明記のない事項、又は疑義が生じた場合は、速やかに研修所担当者の指示を受けること。

10 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。

11 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

救急救命東京研修所 総務部総務課

担当：小沢 TEL 042-675-9945 FAX 042-677-9955